

唐津市埋門ノ館の使用料などが変わります。

1 変更日

令和7（2025）年4月1日から

2 開館時間

午前9時から午後5時まで

施設の利用申請がある場合、午前7時から午後9時まで利用できます。

3 申請書の受付期間

利用日の3か月前から前日まで。

ただし、午前7時から午前9時まで、または午後5時から午後9時までの時間帯を含む利用を申請する場合、利用日の3か月前から10日前まで。

使用料（令和7（2025）年4月1日から）

区 分	金額（1室につき1時間当たり）
茶 室	460円
和 室	460円
舞踊室	460円

施設使用料の注意事項

- どの区分を利用する場合も、利用時間には準備と利用後の整理、現状回復などに要する時間を含みます。
- 利用時間が1時間に満たない場合は、1時間に切り上げます。
- 午前9時以前または午後5時以降に利用する場合は、料金表の金額の1.25倍の使用料になります。
- 営利目的で利用する場合や入場料等を徴収する場合は、料金表の金額の2倍の使用料になります。
- 令和7（2025年）年4月1日からの使用料には、冷暖房使用料が含まれています。